

15 食育の推進

(小・中)

— 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 —



食は人間が生きていく上で基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や地域関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

ここがポイント(取組の重点)

- 食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、食生活の乱れ、肥満等に課題。
◇「食育の推進」に重点。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画①及び②を作成する。
- ② 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実に努める。
- ③ 学級担任等と栄養教諭等の学校給食栄養管理者との TT 授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。
- ④ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、学校教育活動全体で推進するとともに、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。

(2) 学校給食の充実を図る

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科と関連した献立作成や地域の地場産物の活用の促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- ② 家庭や地域における幼児児童生徒の基本的生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。
- ③ 保護者、学校医等及び関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。

■関連資料■

- ◎『食生活学習教材くわっちーさびら 改訂版』
- ◎『第4次食育推進計画』
- ◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』
- ◎『学校給食における管理・指導の手引』

- 沖縄県・沖縄県医師会 令和4年
- 内閣府 令和3年
- 文部科学省 平成31年
- 沖縄県教育委員会 平成28年

I5 食育の推進

(高等学校)

－基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成－



食は人間が生きていく上で基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、社会人の準備期にある生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の望ましい食習慣の形成や健康の保持増進に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては、学校教育活動全体を通した食育の推進に努め、家庭や地域の関係機関等と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び食に関する指導の推進

- ① 生徒の食に係る実態の把握に努め、学校全体で情報を共有する等、生徒の学齢期終了後の望ましい食生活習慣形成を見据えた指導の工夫に努める。
- ② 食に関する指導の全体計画①及び②を作成し、学校全体で生徒の実態に応じた食に関する指導に取り組み、食育の推進に努める。
- ③ 家庭科、保健体育科、特別活動等、関連教科と関連付けた食に関する指導や部活動顧問と連携した栄養指導等に努める。
- ④ 生徒の実態に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識の啓発に努めるとともに、生徒自ら望ましい食事について判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫に努める。

(2) 家庭・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校の特色に応じPTA等と連携し、食育に関する集会等、様々な機会を通じて食に関する指導に努める。
- ② 保護者と連携し、基本的な生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。
- ③ 保護者、学校医等及び関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。

■関連資料■

- ◎『食生活学習教材くわっちーさびら 改訂版』
- ◎『第4次食育推進計画』
- ◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』
- ◎『学校給食における食物アレルギー対応の手引』
- ◎『学校給食における管理・指導の手引』

- | | |
|------------|-------|
| 沖縄県・沖縄県医師会 | 令和4年 |
| 内閣府 | 令和3年 |
| 文部科学省 | 平成31年 |
| 沖縄県教育委員会 | 平成29年 |
| 沖縄県教育委員会 | 平成28年 |

15 食育の推進 (特別支援学校)

—基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成—



食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。

障害のある児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣を身に付け、自らの健康を自己管理する力や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要である。

このことを踏まえ、特別支援学校においては、食に関する指導について、小・中・高等学校に準じて行うとともに、生命の維持や健康状態の回復、保持、増進などの指導を展開していく必要がある。

さらに、家庭や関係機関等との連携強化に努め、将来の自立した生活に向け、望ましい食習慣を身に付けた児童生徒の育成を図る必要がある。

小・中・高等学校の教育課程を履修する児童生徒は、各校種の記載内容も考慮し準用する。

なお、学校給食を取り扱わない学校における食育推進体制の確立及び食に関する指導の推進については、学校給食以外の内容で充実を図る。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画①及び②を作成し、食に関する指導の充実を図る。
- ② 在籍する児童生徒の実態(障害の状態、食べることに関する発達や経験の程度等)を的確に把握し、栄養や食事の摂り方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに**体験活動の充実**に努める。
- ③ 学級担任等と栄養教諭等学校給食栄養管理者との TT 授業等により、**学校給食を生きた教材として活用**しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。

(2) 学校給食の充実を図る

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科と関連した献立作成や地域の地場産物の活用の促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

(3) 家庭・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校の特色に応じ PTA 等と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する指導に努める。
- ② 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、特別食、健康課題などについて**共通理解**を図り、将来の自立や社会参加に向けた課題解決に努める。

■関連資料■

- ◎『食生活学習教材くわっちーさびら 改訂版』
- ◎『第4次食育推進計画』
- ◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』
- ◎『学校給食における食物アレルギー対応の手引』
- ◎『学校給食における管理・指導の手引 改訂版』

- 沖縄県・沖縄県医師会 令和4年
- 内閣府 令和3年
- 文部科学省 平成31年
- 沖縄県教育委員会 平成29年
- 沖縄県教育委員会 平成28年

16 学校安全・防災教育の推進（幼・小・中）

－ 幼児児童生徒の危険回避能力の育成－



学校安全は、幼児児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時の・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る必要がある。

ここがポイント（取組の重点）

◇各種危機管理マニュアルの作成・改善・見直しは、毎年行うことが必要

(1) 生活安全

- ① 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、**防犯教育の充実**に努める。
- ② 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取組を通して、**幼児児童生徒の危険回避能力の育成**に努める。
- ③ 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- ④ 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

(2) 交通安全

- ① 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室(自転車教室も含む)や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、**交通安全教育の充実**に努める。
- ② 幼児児童生徒による**地域安全マップの作成**を通して、危険回避能力の育成に努める。
- ③ 通学路の安全点検を行い、各市町村教育委員会や関係機関(所轄警察署・道路管理者)と連携し、危険箇所の改善に努める。

(3) 災害安全

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、**学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。**
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I:イメージ) I-CAPD(何が起こる? - 何が問題? → 話し合い → 対策 → 実行) サイクルを通した実施計画を作成。
- ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、**自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実**に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、PDCA マネジメントサイクルを活用し改善に努める。(検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい。)

■関連資料■

- | | | |
|---------------------------------|----------|-------|
| ◎『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』 | 文部科学省 | 令和3年 |
| ◎『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』 | 文部科学省 | 令和3年 |
| ◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』 | 文部科学省 | 平成31年 |
| ◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『生きる力を育む防災教育の展開』 | 文部科学省 | 平成25年 |
| ◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』 | 沖縄県教育委員会 | 平成25年 |
| ◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』 | 沖縄県教育委員会 | 平成24年 |
| ◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』 | 文部科学省 | 平成24年 |

I6 学校安全・防災教育の推進（高等学校）

－ 生徒の危険回避能力の育成 －



学校安全は、生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、生徒の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時の・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る必要がある。

ここがポイント（取組の重点）

◇各種危機管理マニュアルの作成・改善・見直しは、毎年行うことが必要

(1) 生活安全

- ① 生徒が犯罪の発生や被害等について認識し、犯罪にあわないために、的確な思考・判断に基づいて意志決定や行動選択が出来る対応力を身に付けさせるよう努める。
- ② 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避して安全な行動をとることができるように努める。
- ③ 自らの安全の確保はもとより、友人、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さや、安全で安心な社会づくりについて理解を深め、地域の安全に関する活動等に積極的に参加できるよう社会貢献意識の育成に努める。

(2) 交通安全

- ① ニ輪車の運転者及び自転車の利用者として、安全に道路を利用するためには必要な知識及び技能を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動できるような健全な社会人の育成に努める。
- ② 交通社会の一員としての自覚を持たせ、ニ輪車及び自転車の通行方法などを中心に遵守すべき交通ルールを再認識させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全に配慮することが、道路交通の安全を確保するために必要であるということを理解させるよう努める。

(3) 災害安全

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
※防災教育におけるマネージメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I:イメージ) I-CAPD(何が起こる? - 何が問題? → 話し合い → 対策 → 実行) サイクルを通した実施計画を作成。
- ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実に努める。
- ③ 市町村の防災担当部局や自治体等の関係機関等と連携した防災指導及び対策等の充実に努める。

■関連資料■

①『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』	文部科学省	令和3年
②『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』	文部科学省	令和3年
③『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成31年
④『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成30年
⑤『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成25年
⑥『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成25年
⑦『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成24年
⑧『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成24年

I6 学校安全・防災教育の推進（特別支援学校）

－ 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 －



学校安全は、幼児児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。学校における適切な安全管理(安全点検表等による、定期的・臨時の・日常的な安全点検の確実な実施)と安全教育の充実を図り、安全で安心な学校づくりの推進を図る必要がある。

幼・小・中・高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒等については、各校種の記載内容も考慮し準用する。

ここがポイント（取組の重点）

◇各種危機管理マニュアルの作成・改善・見直しは、毎年行うことが必要

(1) 生活安全

- ① 安全・安心な生活環境を整えるよう努める。
- ② 事件・事故によるストレス症状の程度に応じた対応に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル」等を効果的に活用した防犯避難訓練等を通して、教職員等による幼児児童生徒等の障害の状態に応じた避難誘導及び援助等について修得するとともに、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。

(2) 交通安全

- ① 交通安全教育に関しては、生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、道徳科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導に努める。

(3) 災害安全

- ① 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
- ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、防災避難訓練等を通して、教職員等による幼児児童生徒等の避難誘導及び援助等について修得するとともに、幼児児童生徒等の危険回避能力の育成に努める。
- ③ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、点検→改善→計画→実行と活用し改善に努める。(検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい)
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。(I:イメージ) I-CAPD (何が起こる? - 何が問題? - 話し合い - 対策 - 実行) サイクルによる実施計画を作成。

■関連資料■

①『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』	文部科学省	令和3年
②『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』	文部科学省	令和3年
③『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成31年
④『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成30年
⑤『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成25年
⑥『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成25年
⑦『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成24年
⑧『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成24年